

面談コメント（令和4年11月14日）に対する対応と検査方法への影響について

令和4年11月14日に実施した面談時のコメントに対する「既設の設備機器等に係る健全性の評価等も含めた使用前事業者検査の実施方針（共通11R3）」における対応と検査方法への影響を以下に示す。

①表2「検査項目、検査概要および判定基準の考え方」の耐圧・漏えい検査に追記した可搬型重大事故等対処設備の完成品の検査方法については、目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるとしているが、判定基準の考え方「検査圧力に耐え、かつ異常のないこと」との関係が不明確であるため、発電炉での実績を踏まえて事業者の考え方を整理すること。

<使用前事業者検査の実施方針（共通11）における対応>

可搬型重大事故等対処設備の完成品について、運転性能試験や有害な欠陥がないこと等の確認とすることもできるとした場合の判定基準の考え方（目的とする機能・性能が発揮できること、健全性に有害な欠陥がないこと等）を追記。（P8）

<検査方法への影響>

発電炉における実績を確認したところ、本記載を採用した検査の実績はないとのことであり、日本原燃においても本記載を採用した検査は現在想定していないが、必要になった場合は、耐圧・漏えい検査の判定基準である「検査圧力に耐え、かつ異常のないこと」との関係を明確にして実施するため、影響はない。

②別紙-3「検査方法の選定の考え方」に記載された補足説明資料の内容については、設工認の審査中であり引き続き確認するが、検査だけでなく、設計、保全等にも関連する事項であり、関係者で共通認識となるものとして整理すること。

⇒材構02（材料及び構造に係る設計上の考慮事項の抽出について）にて整理。

③別紙-6「腐食を考慮する容器等の設工認および使用前事業者検査の扱いについて」の出典については、今回の設工認における基本方針との対応がわかるよう記載すること。

<使用前事業者検査の実施方針（共通11）における対応>

「腐食代設計方針」を既認可設工認ではなく新基準設工認からの呼び込みとするとともに、腐食量の算出方法について、当該設計方針の考え方に基づく旨を明記。（P69）

<検査方法への影響>

「腐食代設計方針」の呼び込み先と表現の適正化を行ったものであり、検査方法の変更等はないことから影響はない。

④また、腐食を考慮する容器等の板厚評価については、代表機器の選定内容について説明すること。

⇒選定内容とその妥当性については、別途面談または使用前事業者検査に係る原子力規制検査の中で説明する予定。

⑤別紙-7「施設の現状を踏まえた耐圧・漏えい検査の実施方法について」の重大事故等対処設備の耐圧試験については、重大事故等対処設備の設計で考慮する圧力について、今回の設工認における基本方針との対応がわかるよう記載すること。

<使用前事業者検査の実施方針（共通 11）における対応>

重大事故時の瞬間圧力に係る設工認の扱いおよび検査としての対応をケース 3 として明記。

(P72,73)

<検査方法への影響>

重大事故時の瞬間圧力に係る確認は、機器仕様に係る材料検査、寸法検査による確認に含まれるものとしており、新たな検査方法の追加等はないことから影響はない。

以上